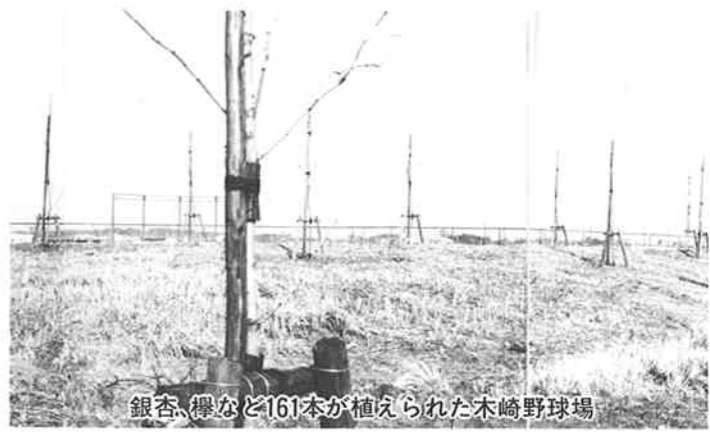


いちよう けやき  
銀杏、樺などを植栽 木崎野球場  
訓練用 人形と消火器 消防本部  
自治宝くじ助成事業



銀杏、樺など161本が植えられた木崎野球場

財団法人自治総合センターでは、地域的な連帯感に基づいて実施されているコミュニティ活動に対して、必要な施設等の助成を行っています。  
この助成事業は、宝くじの収益金の一部を活用して行われているもので、今年度は次の二つの事業が市内で実施されました。  
木崎野球場植栽事業では、百万円の助成を受けて、銀杏や樺など百六十一本が植栽されました。  
また、自主防災組織育成事業では、二百万円の助成を受けて、人工呼吸訓練用 人形と市内八十八か所に設置する消火器を購入しました。

人命救助で表彰



武藤 雄 偉さん  
(名山・53歳)

名山の武藤雄偉さん(五三歳)が、新潟中央警察署から人命救助で表彰されました。  
武藤さんは、一月二十二日、勤務先の新潟大学医療短大の駐車場の乗用車の中で、排気ガスによる一酸化炭素中毒で重体となっていた女性を救出したものです。

出場

全日本中学生  
バスケットボール  
オールスター大会

日水 由紀さん (早通中二年)



来月二十八日から三日間、東京の代々木第二体育館などで行われる全日本中学生バスケットボールオールスター大会(関東八都県と東北、東海、北信越の各ブロックから選ばれた男・女各十二チーム)に、日水由紀さん(早通中学校・二年生)が新潟選抜女子チームの選手として出場します。  
一月十六日に、上・中・下越と新潟の各地区から推薦を受けた三十一人の選考会で、ガッツとバスケットセンス

が認められ、十二選手の一人に選ばれました。

日水さんは「選考会では落ちたと思っていました。翌日の朝、先生から選ばれたことを聞いて、とても嬉しかったです。自分のバスケットをして全国の人に負けないよう、力一杯頑張りたい」と話していました。

身長が一六〇センチメートルと選抜チームの中では二番目に低い選手ですが、大会での活躍が期待されます。



警報音が聞こえたら

消防本部では、社会福祉事務所と共同で、ひとり暮らしの老人世帯や寝たきり老人・重度心身障害者が同居している世帯に、火災速知器の取付けを行っています。

これは、体の不自由な人などがいる世帯で、万一火災が発生した場合、家族や付近の人たちがいち早くかけつけて初期消火ができるように、また、体の不自由な人を速やかに避難させられるようにと設置されたもので、昭和四十九年以降市内の四百八十一世帯に設置されています。

速知器の特長は、火災によって部屋の温度が上昇し、概ね摂氏八十四度になると、内蔵されている特殊薬品が反応し、警報音を出す仕組みになっています。



速知器は3〜5年で交換が必要



警報音は、運動会で使われるピストルの音より大きく「パーン、パーン、パーン」と三回鳴ります。非常に大きな音ですから、熟睡していても目を覚ましますし、近所にも火災の発生を知らせることができます。

市内では、速知器が実際に作動したケースは、これまで一件もありませんが、全国各地では、この速知器のおかげで「無事避難できた」とか「ボヤで済んだ」という事例が数多くあります。皆さんの近所のひとり暮らしの老人世帯や寝たきり老人・重度心身障害者が同居している世帯から「パーン」という警報音が聞こえたら、すぐにかけつけて避難の手助けや初期消火などに協力してください。

暖房器具などによる火災が多く発生する季節です。お出かけの前にもう一度「火の元」を十分点検してください。

相談室

質問 先日、二人目の子供が生まれました。児童手当が二人目から受給できると聞きましたが手続きはどうすればよいでしょうか。

答え

児童手当は二人目の子供さんから支給されますが、申請が必要です。支給される児童手当の金額は二人目の場合、月額二、五〇〇円です。なお、請求者の前年の所得が別表の金額を超えると支給されません。

- 申請先 社会福祉事務所(市役所一階七番の窓口)
- 必要なもの
  - ① 認定請求書
  - ② 年金加入証明書：厚生年金等加入者(国民年金加入者は不要)
  - ③ 印鑑

具体的な手当額の例

18歳			
手当額	2,500円	5,000円	10,000円

扶養親族等の数	児童手当	特例給付
0	134.4万円	334.5万円
1	164.4	364.5
2	194.4	394.5
3	224.4	424.5
4	254.4	454.5
5	284.4	484.5
6人以上	1人増すごとに30万円加算	

所得制限限度額表

注(1)所得の算出方法  
給与所得者の場合は給与所得控除後の額から八万円を控除した額  
(2)扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、限度額に1人につき六万円を加算した額

- ④ 振込口座の通帳：市内の金融機関で請求者名義のものに限る(郵便局は除く)
- ⑤ 所得証明：昭和63年1月2日以降に転入された方
- ①と②の用紙は社会福祉事務所と各出張所にあります。
- 受給要件  
義務教育就学前(小学校入学前)の児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育していること。
- 手当額  
二人目の子どもについては、月額二、五〇〇円、三人目以降の子どもについては月額五、〇〇〇円が義務教育就学まで受給できます。

※特例給付とは、児童手当の所得要件にあてはまらない被用者(厚生年金等加入者)に適用します。